

東京医療保健大学千葉看護学部履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学則に基づき、千葉看護学部における履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目)

第2条 千葉看護学部の授業科目は、学則第10条第4項に定める、「いのち・人間の教育分野」、「専門職の教育分野」及び「養護教諭教職課程」で構成する。

2 卒業要件上、授業科目は次のとおり区分する。

(1) 必修科目……必ず履修しなければならない科目。

(2) 選択必修科目……指定された区分科目の中から、所定の単位数を履修しなければならない科目。

(3) 選択科目……自由に選択できる科目。

(授業期間及び授業時間)

第3条 授業期間は、前期・後期の Semester 制とする。

2 授業科目によっては、夏季及び春季休業日に集中して実施する場合がある。

3 授業時間は、90分間の授業時間をもって1時限とし、単位上の計算は2時間の学修を行ったものとする。

4 授業時間は、原則として1日5時限とし、次のとおりとする。

1時限目 9:00～10:30

2時限目 10:40～12:10

3時限目 13:00～14:30

4時限目 14:40～16:10

5時限目 16:20～17:50

5 学外における実習については、別に定める。

(単位の認定及び学修の評価)

第4条 単位認定に係る学修評価は、筆記試験、レポート、実技、平素の成績等によって行うものとする。

2 単位認定に係る試験の評価は、S (100点～90点)、A (89点～80点)、B (79点～70点)、C (69点～60点)、D (60点未満) とし、C以上を合格とし単位を認定するものとする。

3 再試験において単位を認定する場合の評価・評点はC (60点) とする。

(試験)

第5条 試験は期間を定めて行う。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては随時試験を行うことができる。

3 試験は、筆記、口述、レポート提出、実技等の方法により行う。

- 4 次のいずれかに該当する者は、原則として試験を受けることができない。
 - (1) 履修登録をしていない者。
 - (2) 授業の出席が、定められた授業時間数について、講義及び演習においては3分の2に満たない者、また実習においては5分の4に満たない者。
- 5 前項第2号の規定にかかわらず、当該科目の担当教員が欠席の事情をやむを得ないと認めた場合は試験を受けることができる。

(追試験、再試験及び再履修)

第6条 疾病その他、やむを得ない理由により試験を受験できなかった場合は、申し出により追試験を受験することができる。

- 2 試験の不合格者に対して、再試験を実施することができる。
- 3 不合格となった科目を、再履修することができる。
- 4 その他、追試験、再試験及び再履修に関し、必要な事項は、別に定める。

(履修登録)

第7条 履修しようとする授業科目については、各 Semester 始めの指定された期日までに履修登録をしなければならない。

- 2 履修登録は、指定された期間内であれば、1回に限り変更ができるものとする。
- 3 1年間に履修登録できる単位数の上限については、別に定める。

(休講)

第8条 休講とは、学校行事、地震・風水害、交通機関の運転中止及び授業担当教員の事由により授業を行わなかった場合を指す。

- 2 休講があった場合は、原則として補講を行う。

(欠席)

第9条 疾病等により、欠席が3週間以上にわたる場合は、所定の欠席届に医師の診断書を添え、事務部に提出しなければならない。

- 2 次の各号の事由により欠席した場合は、所定の欠席届及び事由を証明する書類等を提出することにより欠席回数には算入しないものとする。なお、事由別の欠席回数に算入されない日数は別に定める。
 - (1) 親族等の死亡による忌引き。
※1親等…7日、2親等…3日、3親等…1日
 - (2) 災害又は交通機関の運転中止による通学不能の場合。
 - (3) 学校保健法施行規則に定める感染症に罹患した場合。
 - (4) その他、本学が必要と認めた場合。

(不正行為)

第10条 試験等において不正行為を行った者は、当該 Semester の全履修科目を不合格とする。

(教育職員免許状の取得要件)

第 1 1 条 学則第 18 条の 2 の規定に基づき、教育職員免許状の取得を希望する学生は、別表第 1 に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

(進級の要件)

第 1 2 条 上位の年次へ進級するために必要な要件を設けることができる。

2 進級するための要件に関し、必要な事項は別に定める。

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位については別表第 1-1～4 に示す。

別表第 1

1 - 1 教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位数		千葉看護学部で履修すべき科目・単位数			配当年次	1 単位当たりの時間数
科目	単位数	授業科目	必修単位数	選択単位数		
教職の意義等に関する科目	2	教職への道	2		2	1 5
教育の基礎理論に関する科目	4	教育原理	1		2	1 5
		教育心理学	2		2	1 5
		教育制度論	1		2	1 5
教育課程に関する科目	4	教育課程論	1		2	1 5
		道德教育の理論と方法	1		3	1 5
		特別活動の指導法	1		3	1 5
		教育方法論	1		2	1 5
生徒指導及び教育相談に関する科目	4	生徒指導論	2		3	1 5
		学校教育相談	2		3	1 5
養護実習 ※3	5	養護実習 事前・事後指導	1		4	1 5
		養護実習	4		4	4 5
教職実践演習	2	教職実践演習 (養護教諭)	2		4	1 5
必要修得単位数	21		21			

1-2 養護に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位数		千葉看護学部で履修すべき科目・単位数			配当年次	1単位当たりの時間数
科目	単位数	授業科目	必修単位数	選択単位数		
衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む。)	4	疫学・保健統計論	2		2	15
		公衆衛生学	2		1	15
学校保健	2	学校保健Ⅰ (学校保健の基礎的理解)	1		1	15
		学校保健Ⅱ (学校保健の発展的展開)	1		1	15
養護概説	2	養護概論	2		3	15
健康相談活動の理論及び方法	2	学校健康相談	2		3	15
栄養学(食品学を含む。)	2	栄養学総論	2		1	15
解剖学及び生理学	2	体の仕組みと働きⅠ (概論、血液と免疫系、循環器系、呼吸器系、神経系)	2		1	15
		体の仕組みと働きⅡ (骨格系・筋系、消化器系、泌尿器系、恒常性の維持、生殖系)	2		1	15
		病態生理学	2		1	15
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	病原微生物学	2		1	15
		疾病治療論Ⅲ (感覚・免疫・消化器系)	2		2	15
		臨床薬理学	2		2	15
精神保健	2	精神看護援助論Ⅰ(精神保健)	2		2	15
看護学 (臨床実習及び救急処置を含む。)	10	看護学概論	3		1	20
		臨床看護援助論Ⅰ(急性期)	2		2	15
		臨床看護学実習 (急性期・慢性期)	5		3	45
必要修得単位数	28		36			

1-3 養護又は教職に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目・単位数		千葉看護学部で履修すべき科目・単位数			配当年次	1単位当たりの時間数
科目	単位数	授業科目	必修単位数	選択単位数		
養護又は教職に関する科目	7	クリティカルシンキングⅡ (論理的思考の展開)	1		2	30
必要修得単位数	7		1			

「養護又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」について、併せて6単位以上修得。

1-4 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則 第66条の6に規定する科目・単位数		千葉看護学部で履修すべき科目・単位数			配当 年次	1単位 当たりの 時間数
科目	単位数	授業科目	必修 単位数	選択 単位数		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		3	15
体育	2	スポーツ科学	1		1	15
		スポーツ実習	1		2	30
外国語コミュニケーション	2	英会話 I (ベーシック I)	2		1	15
情報機器の操作	2	ICT リテラシー I (ベーシック)	2		1	15
必要修得単位数	8		8			